

★通知カードの受け取りの準備をお願いします★

住民票の確認について

通知カードは住民票の住所へ世帯ごとを送付します。転入・転居の届け出がお済みでない場合や住民票の住所と異なる場所に住んでいる場合、通知カードが届かないことがあります。お住まいの市区町村に住民票の異動の届け出をお願いします。

やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方へ

東日本大震災の被災者、DV・ストーカー行為等・児童虐待等被害者、一人暮らしで医療機関や施設等に長期入院・入所されている方など、やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方は、8月24日（月）～9月25日（金）に

住民登録をしている市区町村での手続きを行うことで住所地以外の場所で通知カードを受け取ることができます。申請は一定の条件に該当する必要があります。該当条件および手続きの方法については市民課までお問い合わせください。

住民基本台帳カード  
(平成27年12月まで)

平成27年12月末で発行・  
交付を終了します

イメージ



- ▷ 住民票コードの券面記載はなし
- ▷ 顔写真は選択制

●有効期限

発行日から10年

※ 電子証明書は希望者に対し申請に基づき発行（住民基本台帳カード向け電子証明書の発行・更新は平成27年12月22日で終了します）

●用途

- ▷ 本人確認書類として利用
- ▷ コンビニ交付サービスの利用（希望者）
- ▷ 電子証明書の利用（主にe-Tax）
- ※ 住民基本台帳カードは平成27年12月末で発行・交付が終了しますが、有効期限までは使用できます。

個人番号カード取得により回収

個人番号カード  
(平成28年1月から)

希望者に交付します

イメージ（表）



- ▷ 個人番号を券面に記載（裏面）
- ▷ 顔写真あり

●有効期限

発行日から申請者の10回目の誕生日まで（ただし、未成年者は5回目の誕生日まで）

●用途

- ▷ 本人確認書類として利用
- ▷ 個人番号を確認する場面で利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）
- ▷ 電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用
- ▷ 電子証明書を利用したコンビニ交付サービスの利用
- ▷ その他の電子証明書の利用（マイナポータルなど）
- ※ カードに搭載されるICチップに記録されるのは、券面に記載された氏名・住所・個人番号等のほか、電子証明書などに限られ、所得の情報や病気の履歴等の個人情報は記録されません。

個人番号カード取得により回収

イメージ（裏）



通知カード  
(平成27年10月以降順次)

全市民に郵送で届きます

イメージ



- ▷ 個人番号を券面に記載
- ▷ 顔写真なし

●有効期限

なし

●用途

- ▷ 行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用（ただし、免許証等の本人確認書類が併せて必要）
- ※ 通知カードを本人確認書類として利用することはできません。

※ 個人番号カード、住民基本台帳カード、通知カードはいずれも住所変更等の場合には、市民課にて記載内容の変更手続きが必要です。

電子証明書とは？

公的個人認証サービスによる電子証明書は、インターネットを通じたオンラインの申請や届け出を行う際、他人による成りすましやデータの改ざんを防ぐために用いる本人確認の手段です。個人番号カードや住民基本台帳カードに搭載される電子証明書を用いて、申請書などの情報に電子署名を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができます。個人番号カードには2種類の電子証明書が搭載され、マイナポータル（情報提供等記録開示システム）の利用にも使われます。

コンビニ交付サービスとは？

個人番号カードや住民基本台帳カードで、全国のコンビニエンスストアで住民票・印鑑登録証明書が取得できるサービスです。対応コンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン（ローソン100を除く）、サークルKサンクス、ファミリーマート）に設置されているマルチコピー機（タッチパネル式の多機能端末）で利用できます。利用時間は土曜・日曜・祝日を含む午前6時30分～午後11時（年末年始や法定点検に伴う停電時等を除く）です。小金井市の場合、住民基本台帳カードでは、希望者への申請に基づき利用機能を追加していますが、個人番号カードでは、カード所有者の方は原則どなたでも住民票の交付サービスが受けられるよう準備を進めています。なお、個人番号カードでは、電子証明書の機能を利用して利用者確認を行うため、有効な電子証明書を格納していることが必要となります。



マイナンバーやカードの取り扱いに関する注意点

マイナンバーは、手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人へ提供することはできません。

また、他人のマイナンバーを不正に入手することや、業務で他人のマイナンバーを取り扱う者が、マイナンバーや個人の秘密が記録された情報ファイルを不当に他者へ提供することは処罰の対象となります。マイナンバーやカードを取り扱う際は、十分注意しましょう。



最新情報や各種制度概要、法令などは内閣官房社会保障・税番号制度（マイナンバー）のホームページ（[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangos\\_eido/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangos_eido/)）また、個人番号カード、通知カード等の詳細は、総務省のホームページ（[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)）をご覧ください。

マイナンバー

検索

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

☎0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

午前9時30分～午後5時30分（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は、☎0570-20-0291へ。

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、☎050-3816-9405へ。

【制度について】企画政策課企画政策係（☎042-387-9800）

【通知カード・個人番号カードについて】市民課市民係（☎042-316-1019）